

令和 8 (2026) 年度栃木県こども食堂物価高騰対策緊急支援事業費補助金交付要領

(趣旨)

第 1 条 県が交付する令和 8 (2026) 年度栃木県こども食堂物価高騰対策緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和 36 年栃木県規則第 33 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 物価高騰の影響を受けているこども食堂の負担を軽減するため、設備導入・備品購入経費及び運営費に対して助成し、こども食堂の取組を緊急的に支援する。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、以下の要件を全て満たす団体・個人とする。

(1) 次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 補助金交付申請時に栃木県内でこども食堂を運営していること。

イ 栃木県内でこども食堂の新設を予定する場合は、補助金交付申請時において補助対象期間内に具体的な運営計画があること。

(2) 代表者の定めがあること。

(3) 補助金交付申請日から 1 年以上かつ月 1 回以上、活動を継続する見込みがあること。

(4) こども食堂の利用料は、無料又は実費相当額であること。

(5) 補助金の申請により、開催回数の増や利用料の減額等が見込めること。ただし、新設する場合はこの限りではない。

(6) 年度毎に事業計画書・報告書、収支予算書・決算書等（これらの定めがない場合は、これに準ずるもの）を備えていること。

(7) 栃木県こども（地域）食堂サポートセンターへ登録していること。ただし、登録していない場合においても、令和 8（2026）年 12 月 31 日までに登録をする旨の申出があること。

(8) 食品衛生管理及び安全管理に努めること。

(9) 営利活動や宗教活動、政治的活動を行っていないこと。

2 前項の要件を満たす者であっても、次の各号に該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

(1) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている者

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者

3 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、警察本部長宛てに照会することができる。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、こども食堂の設備導入・備品購入経費及び運営費とし、別表のとおりとする。

2 補助対象期間内に支出した経費を対象とする。

(補助対象期間)

第5条 補助金の対象期間は、令和8(2026)年4月1日から同年12月31日までとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、第4条に要する経費の実支出額とする。ただし、対象経費の各区分において、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 規則第4条の規定により、知事が別に定める提出期限までに提出すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 交付申請書(別記様式第1)
- (2) 所要額調書(別記様式第2)
- (3) 所要額内訳書(別記様式第3)
- (4) 事業計画書(別記様式第4)
- (5) 誓約書(別記様式第5)

(交付決定前着手)

第8条 交付対象とする事業の着手は、原則として補助金の交付決定日以降に行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、交付決定前着手届(別記様式第6)を提出しなければならない。

(補助の条件)

第9条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更(次条の軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けること。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合においては速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第 7 により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に返還しなければならない。
- (9) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（軽微な変更）

第 10 条 前条第 1 号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業区分を変更し、又は事業を廃止すること。
- (2) 事業主体を変更すること。
- (3) 県補助所要額の増額を伴う変更をすること。
- (4) 県補助所要額の 20 パーセント以上の減額を伴う変更をすること。

（変更の承認）

第 11 条 第 9 条第 1 号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記様式第 8－1～4）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助対象期間内に予定している事業を完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、その理由を記載した状況報告書（別記様式第9）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第13条の規定により、知事が別に定める提出期限までに提出すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 実績報告書（別記様式第10）
- (2) 精算書（別記様式第11）
- (3) 支出済額内訳書（別記様式第12－1～7）
- (4) 事業実績報告書（別記様式第13）
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の請求)

第14条 規則第18条の規定により、知事が別に定める提出期限までに提出すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 交付請求書（別記様式第14）
- (2) 交付決定通知の写

(交付の特例)

第15条 規則第19条の規定により、知事が特に必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付できるものとし、その請求書の様式は別記様式第15号によるものとする。ただし、補助事業の完了前に交付を受けようとするときは、交付決定額の6割を上限とし、対象経費の各区分において、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の終期)

第16条 補助金の終期は、令和9(2027)年3月31日とする。

(その他)

第17条 規則及びこの要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8(2026)年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和8(2026)年8月1日から適用する。

(別表)

	区 分	内 容
1 対象経費 及び 補助上限額	(1) 設備導入・備品 購入経費 上限 450,000 円とする。	・こども食堂の運営に必要な設備及び備品に要する経費（冷蔵庫、冷凍庫、電子レンジ、調理器具等） ・上記の設置等に要する経費（配送料、設置工事費を含む。）
	(2) 運営費 上限 300,000 円とする。	・こども食堂で提供する食事に係る食材購入費（飲用アルコール等、こども食堂に適さないものを除く。） ・こども食堂の運営に必要な物品の購入費（食器、食品容器、台所洗剤、手指消毒液等） ・こども食堂の運営に必要な電気、ガス、水道、灯油代、賃借料等 ・こども食堂への送迎に係るガソリン代 ・その他、知事が必要と認める経費（人件費を除く。）
	上記（１）（２）のどちらか一方、又は両方を申請することができる。	
2 補助率	上記補助対象経費総額の 10／10 以内	